

固体燃料を用いた火気設備の基準改正の概要

令和6年1月1日施行

離隔距離の見直し

笛吹市火災予防条例別表3に新たに厨房設備として定置使用される固体燃料（木炭）を使用する炭火焼き器について離隔距離を定めたこと。



【イメージ】

※「炭火焼き器」とは、主に業務用の厨房設備として定置使用されるもので、耐火レンガとモルタルで作られた燃焼室部分を金属フレームで覆う等の構造をしており、木炭を燃料として食材を加熱調理するものです。

火災予防条例 別表第3（第3条、第18条関係）						離隔距離（cm）					備考
種類				入力	上方	側方	前方	後方			
炉～温風暖房機（略）											
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ グリドル付こんろ,キャビネット型こんろ・グリル付コンロ・グリドル付こんろ	14KW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又後方の離隔距離を示す	
				据置型レンジ	21KW以下	100	15注	15	15注		
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ グリドル付こんろ,キャビネット型こんろ・グリル付コンロ・グリドル付こんろ	14KW以下	80	0		0		
				据置型レンジ	21KW以下	80	0		0		
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		100	50	50	50		
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		80	30		30		
上記に分類されないもの	使用温度が800°C以上のもの					250	200	300	200		
	使用温度が300°C以上800°C未満のもの					150	100	200	100		
	使用温度が300°C未満のもの					100	50	100	50		
ポイラー～電気温水器（略）											